

全国健康保険協会運営委員会(第 140 回)

開催日時：令和 8 年 1 月 29 日(木)14：00～15：37

開催場所：全国健康保険協会本部大会議室(オンライン併用開催)

出席者：小磯委員、後藤委員、小林委員、須賀委員、関戸委員、田中委員長、馬場委員、林委員、松田委員(五十音順)

- 【議題】
1. 健康保険の令和 8 年度都道府県単位保険料率について 【付議】
 2. 船員保険の令和 8 年度保険料率について 【付議】
 3. 定款変更等について 【付議】
 4. その他

○上廣次長：時間となりました。本日はお忙しい中、第 140 回全国健康保険協会運営委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本運営委員会の開催方法についてご説明いたします。本日は対面とオンラインのハイブリッド方式での開催といたします。このため傍聴席は設けず、動画配信システムにて配信をし、事前に傍聴のお申し込みをいただいた方のみ配信をしております。また、本日の資料につきましては、委員の皆様におかれましては、事前にメール及び紙媒体でお送りしました資料をご覧くださいませようお願いいたします。傍聴される方につきましては、恐れ入りますが、協会けんぽのホームページから本日の資料をご覧くださいませようお願いいたします。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様の発言方法についてご説明させていただきます。まず、ご発言をされる時以外は、音声をミュートに設定してください。ご発言をいただく際は、ご発言前にカメラに向かって挙手をお願いいたします。挙手をされた方から、委員長が発言される方を指名されますので、指名された方はミュート設定を解除の上、ご発言いただきますようお願いいたします。ご発言終了後は再度音声をミュートに設定いただきますようお願いいたします。開催方法等についての説明は以上となります。

以降の進行は田中委員長をお願いいたします。

○田中委員長：ただいまから第 140 回全国健康保険協会運営委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の

出席状況は全員出席しておられます。

また本日もオブザーバーとして厚生労働省にご出席を頂戴しています。

早速議事に入ります。議題1から議題3は健康保険法及び船員保険法に基づく付議事項となっています。事務局から説明を受ける前に定められた手順についてご紹介いたします。

協会が都道府県単位保険料率を変更しようとする場合は、健康保険法により、あらかじめ支部長が支部評議会の意見を聞き、それを踏まえて理事長に対して意見の申出を行った後、理事長は本委員会の議を経ることとされています。

また、船員保険の保険料率の変更については、理事長が船員保険協議会の意見を聞き、その意見を尊重しなければならないと、船員保険法によって定められています。さらに、理事長は協議会の意見を聞いた後、本委員会の議を経ることとされています。

そしてこれらの保険料率の決定に伴う定款の変更についても、健康保険法及び船員保険法により理事長は本委員会の議を経ることとされています。

では、これらの議題を取り上げます。議題1から3について事務局よりまとめて資料の説明をお願いします。

○松崎部長：それでは資料の説明をいたします。

議題1の資料、議題2の資料、議題3の資料を併せてご説明をいたします。まず議題1に関しまして資料1-1をご覧ください。こちらは協会けんぽの収支見込(医療分)です。

右から2列目のところに、2026(令和8)年度の政府予算案を踏まえた見込みを示しております。収入支出、主なものと概要を説明できればと思います。

まず収入の保険料収入のところをご覧ください。右側にあります通り、2026年度の保険料率は9.9%になります。

この他、被保険者数、標準報酬月額伸びはありまして、全体といたしましては、令和7年度から比較して、おおむね1,060億ほどのプラスになっているということでもあります。

次、一つ行を下りまして国庫補助等の欄をご覧ください。こちらは2025(令和7)年度と比較いたしまして、おおむね580億ほどの減額になっています。実際には保険給付費の増加に伴う補助金の増もありましたけれども、トータルとして今申し上げました通り、おおむね580億のマイナスということになります。これに関しましてはこちら備考に書いております、国庫補助の特例減額時限措置でマイナス500億とありますけれども、こちらが関係しているということになります。これについてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。こちらは表題にもあります通り、昨年 12 月 24 日に財務大臣と厚生労働大臣による大臣折衝を行いましたけれども、その折衝事項の抜粋に関するものです。まず一段落目をご覧ください。協会けんぽにおいては、そして 2 行目の中段からですけれども、足元では健全な財政運営が定着しており、次の行ですけれども、医療保険料の引き下げ(マイナス 0.1%)と併せ、国庫補助の在り方について見直しを講ずるとされております。

そして 2 段目をご覧ください。具体的にはということでありまして、国庫補助に対する特例減額の措置が平成 27 年度から行われているところ、剰余金(単年度収支差)がプラスとなった平成 22 年度の翌年度である平成 23 年度から平成 26 年度までの間、現行の特例減額の措置が行われていたと仮定した場合の控除額 1,500 億円を令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間の特例減額の控除額に上乗せすることと、3 年間ということ、各年度約 500 億円とされているということでありまして、なお当該措置は健康保険法を改正して、新たに実施されるものと承知しております。

これまで運営委員会の中で、国庫補助率が保険料率とおおむね連動していることを申し上げましたが、この点につきまして協会としては残念な結果と受けとめております。他方、今回の措置は 3 年間に限定した時限措置でありまして、恒久的な国庫補助率 16.4%は維持されています。

しかしながら、3 段目をご覧ください。「また」以降であります。当該時限措置終了後の医療保険料率を含めた保険財政運営の在り方については、令和 10 年度までの間において、国庫補助の見直しと併せ、必要な検討を行い、結論を得ることとするとされております。令和 11 年度以降の国庫補助率については、令和 10 年度までの間に国で検討が行われるということがございます。もとより国庫補助率の在り方については、国の政策判断によるものですが、加入者の皆様が安心して医療を受けることができるようにするため、中長期的に安定した財政運営を行う必要があります。今後とも必要な国庫補助の確保について、国に対して要請してまいりたいと考えております。

以上でございまして、また 1 ページに戻っていただければと思います。ここまで収入の主なところをご説明いたしました。次に支出ということになります。

支出の 1 段目です。保険給付費というところをご覧ください。こちらは 1 人当たりの保険給付費、そして加入者数も増えまして全体、令和 7 年度と比較して 1,775 億ほど増加ということになっております。

その下の前期高齢者納付金です。こちらは協会けんぽの前期加入率が日本全体の率に近づいたことによりまして、890億ほどの減ということです。そしてその下が後期高齢者支援金というところになりまして、こちらは後期高齢者が増加したことによりまして、おおむね727億ほど増加ということでありまして、そして単年度収支差が下から3行目のところにありますけれども、こちらは5,137億円のプラスということでありまして、準備金残高、下の行になりますが、こちらは7兆371億円ということで見込みを立てているということになります。

資料1-1の説明は以上でございまして、次に資料の1-2の説明に移りたいと思えます。これに関しましては、12月23日の運営委員会で、令和8年度の保険料率は10%から0.1%引き下げでの9.9%で取りまとめをさせていただきました。この決定を踏まえて健康保険法の規定に基づき定められた算定式によりまして支部別の保険料率を計算しました。こちらが今申し上げた資料1-2の資料ということになります。

1ページ目は令和8年度の都道府県単位保険料率の一覧となります。表中に【参考】平均保険料率10%の場合がございまして、こちらと比較いたしますと、全支部で0.1%、左の都道府県単位保険料率と比べていただきますと、0.1%下がっております。

次に3ページをご覧くださいなのですが、表の中ほどに、現在からの変化というところがございまして、こちらで平均保険料率が0.1%引き下がってもなお、この▲がついていない、プラスとなっているところですが、青森、秋田、山形、栃木、そして神奈川県、島根、沖縄の7支部が前年度を上回る見込みとなっております。

この点の取り扱いについてご説明をさせていただきます。1ページにお戻りください。先ほど申し上げた七つの支部につきましては米印がついております。こちら米印の注書きが下のところにあります。注と書いていますけれども、保険料率を複数年度にわたり平準化する措置を講ずることにより、令和8年度については保険料率を据置き、こちらの据置いた保険料率でお諮りしたいと考えております。

今申し上げましたこれに関する具体的な取り扱いと、この判断に至りました経緯を順にご説明いたします。まず、具体的な取り扱いを説明いたします。2ページをご覧ください。厚生労働省では、保険料率の平準化措置に関しまして改正の概要、2というところをご覧ください。ただ、3行目のところから都道府県単位の保険料率が前事業年度における、都道府県単位保険料率と比して上昇し、または低下するため、その影響を複数年度にわたり調整する必要があると認め、厚生労働大臣の承認を得た場合に必要な調整を行

うことができる旨の規定を健康保険法施行規則に設ける省令改正の手続きが今進められております。

この平準化の意味するところは、保険料率が単年度で大きく変動する場合に、激変緩和措置として複数年度で変動の幅をならすというものでありまして、その差額については、当該支部の複数年度の収支を通じて調整される、つまり、複数年度で精算されるということでもあります。

今、当該支部のその後の複数年度と申し上げましたけれども、したがって他の支部の保険料率の算定に影響を及ぼすものではなく、都道府県単位保険料率を算定する基本的な考え方を変更するものではないことにご留意いただければと思います。

次にこの判断に至りました経緯を説明いたします。まず、現在の政府全体の方針といたしまして、まず、中小企業、小規模事業所を取り巻く環境が大変厳しい状況であること。そして先日閣議決定されました、令和8年度予算編成の基本方針、12月9日の閣議決定のものですけれども、こちらでは現役世代の保険料の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要であり、全世代型社会保障の構築を通じ、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図るとされていることがありまして、また、令和8年度、次年度から新たに子ども・子育て支援金が始まるということがあります。

こういった状況も踏まえまして今般、厚生労働省から協会に対して平均保険料率0.1%の引き下げにもかかわらず、令和8年度、都道府県単位保険料率が上昇する支部に関しては、令和7年度保険料率と同率に据え置く方向で検討するよう要請がございました。

厚生労働省からの要請は、次の通りです。まず協会けんぽにおいては安定した国庫補助率のもとで、この10年以上、保険料率が10%で維持されるとともに、予防健康づくりの積極的な取組や安定的な経営を実現するための関係者の努力により、財政運営も健全化し、十分な積立金も確保されていることに敬意を表します。今般、これまでの努力の成果を加入者の皆様に還元する等の観点から、令和8年度の保険料率を全国平均で9.9%にする旨が設定されたところではありますが、都道府県単位保険料率については、各支部の医療費の状況や賃金の伸びなど、様々な要素を勘案した上で決定されるものであります。もとより、各支部の具体的な保険料率は、各支部の支部長及び評議会の意見を聞いた上で、運営委員会で真摯にご議論いただき、自主的、自律的に決定されるものであります。厚生労働省においても、保険料が年度ごとに増減する場合等に、その増減を複数年度で一定程度平準化できるような措置を講じることを検討しておりますので、機械的に計算した場合に、来

年度の保険料率が上がる可能性がある支部については、少なくとも本年度の保険料率が維持されるよう、具体的な検討をお願いします。

厚生労働省からの要請は以上の通りです。そしてこれを受けまして協会としては、厚生労働省の要請も含めて検討を行いました。具体的には、先ほど申し上げました、政府方針に加えまして、まず一つ目ですけれども、この運営委員会でも、わずかでも引き下げを実現すれば、医療保険制度に対する納得感や信頼感が高まる旨のご意見もある中で、今般34年ぶりに平均保険料率を0.1%引き下げたが、なお7支部については保険料率が上がってしまうこと。そして二つ目ですけれども、都道府県単位保険料率が精算等の影響により、毎年度大きく変動することがある点については、支部長、支部評議会からも改善の意見が寄せられており、かねてより協会としても課題と認識していたこと。そして三つ目ですけれども、今般、厚生労働省において、都道府県単位保険料率を複数年度で調整して平準化することを可能とする措置を講じること。これを踏まえまして7支部においては、保険料率を据置く案で支部評議会の意見をお聞きしたということでございます。その結果は今ご覧いただいているものになります。

その他、説明してまいります。この資料の3から4ページ、こちら7支部の今申し上げました特別措置による据置き前での数字の基礎数値ということでございます。5ページをご覧ください。令和8年度の都道府県単位保険料率と今年度の保険料率の差を要因分析したグラフを掲載しております。

赤色が全ての支部において平均保険料率を0.1%引き下げた影響、下のほうに向いていますが、こちらがありまして、あと緑色の棒グラフでお示ししているのが、精算分となっております。ご覧の通り、保険料率の変動が大きい支部は、精算分が大きく影響していることが分かるのではないかと思います。

次に6ページをご覧ください。都道府県単位保険料率のばらつきの推移をお示ししております。こちらでは各支部の保険料率です。全国平均との差について標準偏差を出しております。この数値が大きくなるほどばらつきが大きいということになります。表をご覧ください。ただきますと都道府県間の標準偏差は、ここ数年は同水準で推移しております。ばらつきは広がっていないということがお分かりいただけるかと思えます。

7ページはインセンティブ制度と前年度の精算分の影響を除いた医療給付費についての調整後の保険料率の推移ですけれども、こちらも同様に差は広がっていないということがお分かりいただけるかと思えます。

資料1-2の説明は以上でございまして、次が資料1-3です。こちらは都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見ということでありまして、カテゴリー的に「妥当」、「容認」とする趣旨の記載がある支部。二つ目が「やむを得ない」とする趣旨の記載がある支部。そして三つ目が「反対」とする趣旨の記載がある支部となっております。今回保険料を据置くということでお諮りした7支部を含めて、反対という意見の支部はございませんでした。

資料1-3は以上の通りでございまして、次です。資料1-4でございまして。資料1-4は令和8年度の介護保険の保険料率です。国から示される介護納付金の額を下に枠がございまして、機械的に計算されるものでして、令和8年度につきましては、青囲みの二つ目の●のところにありますが、1.62%(昨年度は1.59%)となっております。裏面は収支見込ですが、機械的な計算ということでこの場の説明は省略させていただきます。

次が資料1-5でございまして、令和8年度の子ども・子育て支援金率です。こちらも国の法制度に基づきまして保険者が代行的に徴収するものと位置付けられておりまして、政府が一定の率を示す取り扱いとなっております。国から示された令和8年度の支援金率は、三つ目の黒ポツにあります通り、0.23%となっております。

裏面は収支見込ということですが、こちらも一律な取り扱いということでございまして説明は省略させていただきます。ただいま介護保険料と子ども・子育て支援金をご説明いたしましたけれども、いずれも国の法律制度に基づいて機械的に算出されるものでありまして、協会けんぽに裁量の余地はないということでございますので、運営委員会でのご紹介はさせていただきますけれども、特段議論をお願いするものではありません。ただ、協会けんぽの定款には記載されるということでこの場でご説明をさせていただいたということになります。

次が、参考資料1の協会けんぽの財政の推移ということで、毎度、この運営委員会でお示ししているものを参考として配付させていただきました。参考資料2が保険料率に係る参考資料ということで、こちらをご参考ということになります。

議題1の資料の説明は以上でございまして、次に議題2の資料の説明に移りたいと思います。令和8年度の船員保険の保険料率でございまして。左側が令和8年度、右側が令和7年度です。令和8年度のところをご覧ください。一般保険料率、疾病保険料率、災害保健福祉保険料率、下が合計ということ。合計のところをご覧ください。11.05%ということで、昨年度と同じ保険料率になっています。次が介護保険

料率ということで、こちらが 1.76%。そしておめくりいただきまして、子ども・子育て支援金率につきましては先ほど国が一定の率を示すということでしたが、船員保険でも同様に 0.23%ということになっています。なおこちらは 1 月 26 日の船員保険協議会です。承いただいたものになります。これが議題 2 に関する資料の説明となります。

最後です。議題 3 の定款変更等についての資料のご説明に移ります。資料の 3-1 をご覧ください。ただいまご覧いただきました議題 1、議題 2 で保険料率のご説明をいたしましたけれども、資料 3-1 はこちらを定款に落とし込んでいるものになります。なお、お話しするとすれば、子ども・子育て支援金が次年度から開始ということで、1 ページご覧いただきます通り 40 条の 2、55 条の 2 が新たに条文として立っているということになります。

そして議題 3、もう一つの資料、資料 3-2 をご覧ください。令和 8 年度保険料率改定等に係る広報の対応についてということです。まず広報の目的をご覧ください。一つ目の○です。令和 8 年度都道府県単位保険料率と、保険料率設定の仕組みを周知して加入者・事業主の取組で保険料率が下がる仕組みであることをご理解いただくことを考えております。

二つ目の○です。協会ではインセンティブ制度により加入者・事業主の行動変容を促しておりますけれども、まだやはり制度の認知度が低い、制度が複雑という課題もありますので、こちらについても改めて周知をしてまいりたいと思います。この下二つが本部における対応と支部における対応で分かれております。2 番目が本部ということです。

まず一つ目、Web による広報ということで特設ページの開設、Web 広告を配信、そして 1 月 26 日にリリースされましたけんぽアプリを通じて特設ページへの案内をしてまいりたいと考えています。

二つ目が、納入告知書による周知ということで、保険料額表及び次年度に始まる子ども・子育て支援金に関するリーフレットを 2 月発送分の納入告知書に同封して事業所へ送付したいと考えております。

三つ目が、支部における対応ということになります。まず関係団体を通じた広報ということで関係団体が発行する会報誌への掲載、窓口へのポスターの掲示等を通じまして実施分の都道府県単位保険料率の周知、特設ページの案内にご協力いただきたいと、このように考えております。

二つ目です。LINE 公式アカウント・メールマガジンとありまして、こちらの媒体を通

じまして、同様に特設ページへの案内を行いたいと考えております。

最後は新聞広告ということで地方第一紙等への広告を通じまして、保険料率の周知であったり、特設ページの案内を行ってまいりたいと考えております。今申し上げたものは今後のスケジュール、あくまで予定ということになりますけれども、ご覧の通りの予定で、取組を進めてまいりたいと思います。私から議題1から議題3に関する資料の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○田中委員長：説明ありがとうございました。ただいま伺った説明についてご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

関戸委員どうぞ。

○関戸委員：令和8年度の平均保険料率や協会けんぽの財政運営について議論するにあたり、これまで事務局から丁寧かつ、継続的にデータや資料を提示いただいていることにまず感謝を申し上げます。こうしたデータの積み重ねがあるからこそ、加入者・事業主の負担、そして協会けんぽの財政状況について、冷静で建設的な議論が可能になっていると受けとめております。本日は、高齢者医療への拠出金と国庫補助の関係、そして今回の大臣折衝を踏まえた協会けんぽの今後の在り方について、事業主の立場から意見を申し上げます。

まず、高齢者医療への拠出金と国庫補助の関係について申し上げます。

参考資料1に示されている通り、1990年代初頭には国庫補助と高齢者医療への拠出金との差は約8,000億円でしたが、2011年度には約1兆8,000億円、令和6年度には2兆4,000億円に拡大しています。この差が8,000億円から2兆4,000億円になったということは、言い換えれば制度で新たに積み上がった純増分が1兆6,000億円に達しているということです。

これは、一時的な増減ではなく、長年にわたって毎年少しずつ積み重ねてきた結果であります。ここで、強調したいのは、これは高齢者医療を支えるべきではないという議論では決してないという点です。高齢者医療については、社会保障制度の原則として国が税を財源として支えることが基本であると理解をしております。その上で、被用者保険が高齢者医療を支える仕組みは、税財源を補完する形での制度的な側面支援、いわば連帯の役割として、位置付けられてきたものだと考えています。

私が問題提起したいのは、その側面支援が十分な説明や認識の共有がないまま長年にわたり拡大し、結果として、現役世代や若い世代にとって主たる負担の一部として受けとめざるをえない水準にまで積み上がってきた点であります。分かりやすく単純化して申し上げますと、この1兆6,000億円という規模を協会けんぽの加入者約4,000万人で割りますと、1人当たり年額約4万円、月額にして3,300円に相当します。これを1990年代初頭から現在までの約33年間で平均すると、年当たり約1,200円、月当たり100円ずつ、気付かれにくい形で増え続けてきた計算になります。単年度で見れば小さな金額に見えますが、これが33年積み重なった結果が現在の負担水準です。私は、この点こそが社会保障の負担を非常に分かりにくくする制度の構造であり、多くの国民が意識しない中で、現役世代の負担が積み上がってきた要因だと考えています。世代間の責任を問う議論にすり替えるのではなく、どのような仕組みでいつの間にか現役世代の負担が増えてきたのかを正しく共有することが、重要だと思います。

次に、今回の大臣折衝について申し上げます。前回の運営委員会で、平均保険料率を0.1%引き下げる判断が示され、加入者・事業主に対して賃上げや医療費適正化の取組が進めば、保険料が下がることもあるというメッセージを示すことができた点、これは事業主の立場からも歓迎すべきものでした。しかし、その翌日に、保険料率を0.1%引き下げるために必要な約1,000億円を上回る1,500億円が国庫補助から控除され、さらに国庫補助率の見直しが検討されるという結果となりました。この点について、非常に重く受けとめております。

直近約10年間、協会けんぽは中長期的な視点で財政運営を行い、平均保険料率を10%に据え置くことで、国庫補助額が控除される中でも準備金を積み上げ、将来の安定を確保してきました。これは加入者や事業主の意向を踏まえながら、自治的な判断を重ねてきた結果だと考えています。自主的・自律的な運営の積み重ねの結果であると認識しています。その中で今回の措置が一時的な調整なのか、それとも協会けんぽの基本的なスタンスそのものの転換を意味するのか、この点を明確にすることが極めて重要だと思います。協会けんぽと加入者・事業主は、いわば家族のような関係であり、対立する関係ではありません。この厳しい環境の中で、協会としてどのような考え方で臨んでいくのか、しっかりと共有をして、一致団結して意見要望活動を行っていく必要があると考えています。特に令和8年度から令和10年度までの3年間については、国庫補助率の見直しも含め、持続的な保険財政運営の在り方を検討するとされています。この3年間で協会けんぽとしてどのよう

に位置付け、加入者のためにどのような意見活動、要望活動を行っていくのか、その方向性を示していただきたいと思います。

続けて、1－2の都道府県単位保険料率についてでございますけれども、令和8年度の都道府県料率について協会けんぽになってから初めての平均保険料率の引き下げということで、実務面で難しい点が多いと思います。

ご説明いただいた支部ごとの保険料率の調整ですが、考え方は良いと思いますが、結局のところ負担を後に延ばしているだけなので、調整期間等を含めて慎重に方法を検討すべきであると思います。支部のほうも具体的な方法が分からない中で同意されていると思います。

また、本来保険料率の引き下げは医療費適正化の努力などによってもたらされるものですが、今回調整となる県ではそれが十分ではなかったわけで、今回無理に引き下げを実施することで、危機感が薄れ、今後の医療費の適正化に悪影響を及ぼす可能性もあると思います。過去にはコロナの影響で単年度で大きく保険料率が引き上がる支部があったことは承知しております。調整の仕組みを入れることに賛同しますが、令和8年度については特例措置を導入しないというのが妥当であると考えます。

また今後、調整の仕組みを導入する際には、特に本来の保険料率よりも引き下がる支部において加入者・事業主の皆さんに対して、自分たちの努力では、本来であれば、保険料率は上がる状況にあったのが、今回は特例的に抑えられているという事実をより丁寧かつ十分に説明する必要があると考えます。そのような取組がないと反対に保険料率が上がる際に無用の混乱を招くリスクがあると思っておりますので、その点についてもしっかりと検討していただくようお願いをいたします。以上です。

○田中委員長：ご意見ありがとうございました。後期高齢者医療制度への補助金について、それから保険料率の引き下げについての話と、それから将来展望をいずれきちんと議論すべきであると言っていました。ありがとうございます。

では馬場委員どうぞ。

○馬場委員：ご説明ありがとうございました。私からは3点申し上げます。まずお示しをいただきました保険料率についての異論はございません。事業者を取り巻く環境は依然として厳しいものがございます。保険料負担軽減が実現することで、協会けんぽに加入する

皆様の納得感ですとか、信頼感が高まるとともに、企業や被保険者の健康増進やセルフメディケーションの取組も一層進める機会となることを期待しております。

次に国庫補助についてです。資料1に記載された大臣折衝事項について、時限的な減額措置が導入されるものの、国庫補助率は維持されると理解をしました。協会財政の安定化のために、時限措置終了後も、補助率が維持されるよう政府に働きかけていただくことをぜひお願いをしたく思っております。

3点目は、子ども・子育て支援金についてです。資料1-5の通り、来年度から徴収が始まりますけれども、事業主や被保険者には、制度自体が十分に知られていないのが実際の実情だと思っています。保険料率は引き下げとなりますが、支援金の徴収によってトータルでは負担が増えるような感じになるために、現場で混乱が生じる可能性もあるのではないかと考えています。本来ならば政府が先頭に立って説明すべきでありますけれども、協会けんぽにおかれても、丁寧な周知広報を是非ともお願いしたいと思っております。以上3点です。よろしく願います。

○田中委員長：子ども・子育て支援金への理解を深めることを含め3点ご指摘いただきました。ありがとうございます。

林委員、お願いいたします。

○林委員：ご指名ありがとうございます。議題1に関わりまして質問と意見がございます。まず収支見込についてお尋ねをしたいと考えています。国庫補助の特例減額時限措置は協会の財政に大きな影響を与えます。先ほど来ご指摘がありますように、大臣折衝事項によるということですが、この財政が安定したというのは結果論であるにもかかわらず、過去分に遡及して、2026年から500億円を、3年間1,500億円を控除するというのは唐突感が否めないと感じています。

支部長意見の資料を見ますと、到底受け入れられないとか、納得感が乏しい、平均保険料率の決定後に支部協議会や運営委員会で議論する余地を与えず、後から出すというプロセスが妥当性を欠くのではないかと意見が出ています。そう感じるのもやむを得ないのではないのでしょうか。加えて、この時限措置の終了後については、国庫補助の見直しと併せて、医療保険料率を含めた保険財政運営の在り方を検討するとありますので、率直に申し上げて不安を感じています。心配です。

この点について先ほど協会から、残念な結果と受けとめている、必要な国庫補助の確保を国に対して要請していくといった発言がありましたけれども、重ねてもう少し具体的に、考えなり受けとめをお聞かせいただきたいと思います。加えて、オブザーバーとして、厚生労働省もご参加いただいていますので、厚生労働省からも今後の検討とされていることも含めて、現時点での可能な範囲で説明いただければありがたいと思っています。

2点目です。都道府県単位保険料率について意見を申し上げたいと思います。今回から増減を複数年度で一定程度平準化できるような措置を講ずるとのこと。これまでも支部から変動幅が少なくなるようにして欲しいであるとか、複数年で精算できるような仕組みの検討といった声があったということですので、それらの意見を踏まえたものとして、私どもとしても受けとめています。

ただ、次年度以降、どのように平準化を図っていくのかについて、支部に対して丁寧に説明すること。それから、ルールを定めるなどの検討も必要ではないかと考えています。

他にも、支部から支部間の料率格差やインセンティブ制度に関する意見があったと思いますので、その点についても申し上げたいと思います。支部間の料率格差については、都道府県単位保険料率の推移を見ると、2026年の料率差は2025年と同じく1.34ポイント、標準偏差はこの数年同水準となっています。

医療費の高い支部に対する重点支援プロジェクトをはじめ、様々な取組を行っていることは承知しておりますが、料率差の縮小に向けて引き続き支部から地域医療への働きかけの強化とともに料率格差の縮小に向けた研究、取組をお願いしたいと思います。

最後です。インセンティブ制度については、協会内で料率に反映させることにそもそも疑問があるところでもありますけれども、第6期アクションプランにおいて見直しの検討に着手するとなっておりますので、支部の取組促進に繋がっているのかという点も含めて、評価指標の妥当性を検証し、エビデンスに基づいて見直しをしていただきたいと思っています。以上です。

○田中委員長：ありがとうございました。ご意見が3点と特例減額をさかのぼって適用するのはいかがか、今後どう考えるかというご質問ありましたが、お答えいただけますか。川又理事お願いします。

○川又理事：理事の川又です。国庫補助についてと7支部の扱いについては後ほどまとめ

て、たぶん皆さん共通のご意見かと思えます。先ほど関戸委員からも問題意識がありましたので、その後まとめて私からコメント、ご説明をさせていただければと思います。

○田中委員長：他の委員からも同じような質問が出るかもしれないので、まとめてお答えいただくということでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

小磯委員、お願いします。

○小磯委員：ありがとうございます。まず1－1の参考の大臣折衝事項の抜粋という文章を拝見して、私も同じ意見で、国庫補助に対する特例減額の措置というのが、かなり以前にさかのぼっての措置というところが、非常に納得感がないものであるなどは思っております。

ただ、16.4%の国庫補助率は維持してもらえると、もらえるというのもあれですが、維持ということなので、その点はほっとしております。ただ、「また」という以降に書いてありますように、令和10年度までの間において、国庫補助率の見直しと併せて持続的な保険財政運営の観点から必要な検討を行いということで、国庫補助率の検討がさらに行われるということと読みまして、そうであると上のほうに書いてあります、国庫補助率の設定16.4%が10年以上にわたって継続していること等も背景に、足元では健全な財政運営が定着しており、ということで長年の資料を見ていると、やはりこの国庫補助率16.4%が、非常に財政運営の安定に寄与しているというところは分かっているわけですね。ですから、そういった意味で、財政運営の安定が非常に被保険者の安心材料になる。特に健保組合も含めて、日本の保険者の受け皿である協会けんぽということを考えると、国庫補助の引き下げというのはできるだけ阻止していただいて、むしろ国庫補助率を上げる方向で、協会けんぽには頑張っていたいただきたいと思っております。以上です。

○田中委員長：国庫補助率の将来についてご指摘がありました。

須賀委員どうぞ。

○須賀委員：須賀でございます。2点について意見を申し上げたいと存じます。平均保険料率については、中長期的に安定をした財政運営を目指して、できる限り長く10%を超えないようにするという基本的な考え方のもと、各委員からの様々な意見や、昨今の情勢

等を勧案の上、0.1%下げて9.9%にすることを前回の運営委員会で確認したところでございます。

そこで第1点ですが資料の1-2の事務局案では、この決定にしたがって法令に基づいて算定されたものであるために、基本的には異論はございません。平均保険料率が0.1%下がったにもかかわらず、前年度と比較して保険料率が上昇する7支部の保険料率を据置く特例措置についても、平均保険料率を引き下げる決定を行った趣旨からも、一定の理解をしたいと存じます。

2点目です。資料の3-2で、保険料率について、様々な媒体を活用して広報を行っていくというご説明がありました。34年ぶりに引き下げが行われたわけですので、ぜひ保険料率に対する理解が深まる分かりやすい広報を行っていただきたいと思っております。以上です。

○田中委員長：ありがとうございます。広報についても触れていただきました。

後藤委員をお願いします。

○後藤委員：ご説明ありがとうございます。質問1点とコメントが1点あります。資料1-1の協会けんぽの収支見込で、2025年の直近の見込みの保険給付費が2,600億円ほど前年度より増える見込みがあるということで、3.5%ぐらいかなと思うんですけども、これは現在の診療報酬のもとでということになりますので、その2026年度の政府予算案というのは、これは予定される診療報酬改定について見込んでいるのかどうかということです。見込んでいるかどうかによって、給付費の見込みもかなり変わり、収支差の見込みもかなり変わるということで重要かと思いました。

2点目ですが、都道府県単位保険料率については、個別の都道府県を見ていきますと、この資料の1-2の参考の変化について、そのまま措置をしないと、変動幅がプラスになってそのプラスの幅が大きい。例えば島根県や沖縄県というのは、インセンティブ分も減額が多い県のように見えます。例えば、島根県はインセンティブ分での減額が0.13%ということなので、支部で努力をしていて本来なら下がるはずだけでも、今回の措置をしないと上がってしまうというのは、支部での努力をしているのに上がってしまうということになります。努力している支部に対して結果として不公平感が出ないように変動幅を調整するというのも、納得できる話かなと思いました。以上です。

○田中委員長：ありがとうございます。変動幅についての調整について納得できるということでした。診療報酬改定率を見込んでいるかというご質問についていかがですか。

○松崎部長：こちらの見込んだ数字となっております。

○田中委員長：どうぞ、後藤委員。

○後藤委員：何でしょうか、見込みがちょっと楽観的なような気もしておりましたので。

○松崎部長：適正化の取組とかもありますので、それも入っているということでもあります。

○田中委員長：よろしいですか。小林委員お願いいたします。

○小林委員：ご説明いただきありがとうございました。私としては今回の資料内容について気付いた点等3点含めて申したいと思います。1点目は大臣折衝事項の抜粋についての記述が気になりました。2点目は都道府県単位保険料率について、3点目はアプリ等の広報についてお伝えできればと思います。

まず1点目の大臣折衝に関してですが、こちらの内容について検討の結果による国庫補助率の将来的な引き下げに繋がるのではないかと危惧しております。前回の委員会でも申し上げましたが、加入している事業者、従業員のさらなる負担増とならないためにも国庫補助率が引き下がることがないように強く国に要望していただきたいと思います。今回、34年ぶりに0.1%引き下がるということは加入者に対しても政策的に大きなメッセージになったかと思います。そこに立ち会えたこと、その議論ができたことは非常に光栄であったと思います。

ただ、依然として中小企業を取り巻く環境は厳しい部分が皆さんあるのは、口をそろえて申し上げている通りでございます。より加入者、特に若年層を含め、可処分所得を増やして、やはりこの税と社会保険料というものが大きく生活の負担になるということが再三お伝えしていることでもあります。

したがって0.1%引き下がって、実際に自分たちの生活に与えるインパクトがどのぐら

い軽減されるかという、やはりまだ僅少な部分がございますので、引き続きこれが抜本的に生活者、働き手の負担が過度にかからないよう、税とこの社会保険料というものを考えていかなければいけないなど、さらに考えるところです。

2点目の都道府県単位保険料率に関してですが、資料1-2の6ページにあります都道府県単位保険料率の推移を見ますと、令和8年度の最高料率と最低料率の差が1.34%となっております。今回保険料率が上がる見込みのある都道府県については特例措置により、前年度から数値が据え置かれており、保険料率の差は令和7年度の数値を維持していますが、支部間の格差は依然と大きいままとなっております。こうした都道府県単位の保険料率、こうした設定の仕組みは一般的に分かりづらく、協会本部や各支部においても加入する事業者や従業員の方々にとっても分かりやすい方法で周知、広報をいただきたく存じます。

3点目アプリについてですが、今後の広報の対応について、1月26日にリリースされましたけんぽアプリを十分に活用していただき、多様なメディアを駆使した積極的な広報展開をお願いいたたく存じます。中でもインセンティブ制度についてはそもそも制度を知らない加入者が多いことは、協会けんぽの令和7年度認知度調査においても明らかになっております。

ただ制度について伝えるのではなく、制度を意識した取組、減算率に反映することができた好事例を周知し、加入者が意識的に取組を起こすように繋がるよう、広報活動をお願いしたいと思います。私からは以上です。

○田中委員長：3点ありがとうございました。特に広報活動の重点については理解いたします。他によろしゅうございますか。

では川又理事をお願いします。

○川又理事：ありがとうございます。理事の川又でございます。ただいま委員の皆様方からいろいろとご意見いただきまして、ありがとうございます。特に国庫補助の特例減額の件と7支部の保険料率の取り扱いについて、協会の今の考え方ということで、少しお時間をいただいております。

まず国庫補助の特例減額ということでございますけれども、この国庫補助の今回の削減措置に関する運営委員の皆様、それから評議会でもたくさんご意見をいただきました。皆

様のご懸念、それから問題意識というものは、重く受けとめたいと思いますし、協会としても、そうした問題意識というものを共有しているところでございます。

この保険料率と国庫補助率というのは過去の経緯をひもときますと、おおむね連動してきたという事実については、これまでもご説明をしてきたところでございますけれども、元より国庫補助率の在り方、これは国の政策的な判断によるものということで、私どもとしてはいろいろな機会をとらえて、必要な国庫補助を確保されるようにということで、国に要請をしているところでございますけれども、最終的なところは協会というよりも、国が最終的に判断をしたということでございます。

今回で言えば厚労大臣と財務大臣というトップが折衝して、合意に至ったということでございまして、この特例的な減額措置が決まったということでございます。これは私どもとしては、残念な結果と受けとめておりますけれども、他方、この過去の経緯なども踏まえますと、この今回の措置というのが、3年間の限定した時限措置であるということ、それから二つ目に、恒久的な国庫補助率 16.4%というところは、死守をしていただいたということにつきましては、厳しい予算折衝の中で、国のほうが協会けんぽの立場というものを最大限踏まえて、対応していただいた結果とも考えられるかと思えます。

またこの特例措置ですけれども、林委員からも遡及的なのというお話がございましたが、今の特例減額の措置をそのまま適用するということではなくて、新たに健保法改正をして、措置を講ずると国からお伺いをしているところでございます。

今後ですけれども、この3年間、また検討されるということで、協会けんぽの財政運営を預かる立場といたしまして、中長期的に安定的な財政運営、これを可能にすることは最優先の課題と考えておりますので、今後とも国にもよく状況を説明し、必要な国庫補助の確保について、引き続き強く要請をしていきたいと思っております。その辺りはまた運営委員の皆様方のご支援をいただければと考えております。特にこの3年間、気を引き締めて対応してまいりたいと考えております。

2点目の各都道府県別の保険料率についてです。今回、昨年末の運営委員会のご議論におきまして、0.1%引き下げて、9.9%、全体の平均保険料率を決定させていただいたところでございます。この点、34年ぶりというような保険料率の引き下げで、マスコミにも大きく取り上げていただいたわけですが、こうして全国的な保険料率を0.1%下げるという中で、個々の支部の保険料率を算定してみたところ、7支部において、今年度より保険料率が引き上がってしまうことが判明したわけです。ここは実はわれわれも本当に

悩んだところでございます。どうすべきかというところですが、これまでの運営委員会のご議論でもありましたけれども、この制度に対する信頼感とか、分かりやすさ、あるいはその納得感というようなことを考えたときに、全体の保険料率が34年ぶりに引き下げということで、大きくアナウンスしている中で、7支部の保険料率が上がるというところは、理屈では精算分があるとかいろいろ説明はできるんですけども、なかなか納得感あるご説明が加入者の皆さん、事業主の皆さんにできるんだろうかというところは非常に懸念をしたところで、そうしたところを踏まえて、今回の判断もあったわけでございます。

また、先ほど部長からも説明いたしました、そもそもこの支部の保険料率が2年前の精算の影響で、大きく上がったり下がったりしてしまう事が生じるわけで、これは何とか平準化をして、階段を緩やかにするというこれはこれまでわれわれとしても課題と思っておりましたので、今回、厚労省でそうしたことが可能となる省令改正を行うということで、われわれとしてはそれも活用しながら、対応ができればと考えたところでございます。

本当に慌ただしい日程でのご提案になってしまったことはお詫びを申し上げたいと思いますけれども、都道府県単位保険料率という算定の基本的な考え方を変更せずに、他の支部の保険料率に影響させることなく、保険料率の上がり方を複数年で緩やかにしていく中で、そのようなことが今回の判断に至ったわけでございます。

そのような判断をしたということで、この7支部については、支部の各評議会におきましても、こうした経緯、内容、これは複数年での調整の措置ですよということも含めて、支部長から説明をしていただき、議論をいただいたところでございます。その7支部を含め、全ての支部で今回の提案させていただいております保険料率については、反対という意見はなかったと承知をしております。ただ、この7支部の平準化に関しましては、評議会の中でも、今後、この後の年度で、大きな負担、急激な負担にならないようにして欲しいというような要望やご懸念というのは、ご意見の中で承っておりますので、その辺りはわれわれとしてもよく受けとめて、配慮しながら、調整の措置、厚労省の方とも調整をし、協議をし、ご負担が急激に上がるようなことがないような措置を工夫していきたいと考えております。そのような形でこの来年度の保険料率については、提案をさせていただいたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上です。

○田中委員長：川又理事、丁寧な説明ありがとうございました。

いかがでしょうか。どうぞ。

○林委員：ありがとうございました。厚生労働省からもいただければと思っていますが、先ほど来ありますように、国庫補助について、回答は結構ですけれども、申し上げたいと思います。

協会を中心にしながら関係団体が一丸となって取り組んだ結果、引き上げに至った経過があると思っています。今財政は安定していますけれども、やはり脆弱な財政構造自体は変わっていないと考えています。

これまでの取組経過も踏まえて、くれぐれも国庫補助率は現行水準を死守するというところで、安定的な財政運営に向けて頑張るということが先ほどもありましたけれども、中長期的な視点では引き上げということも含めてしっかり対応を図っていただきたいと思っていますし、被保険者の納得を得るためにも、丁寧な説明をお願いしておきたいと思います。以上です。

○田中委員長：運営委員会の規則としてオブザーバーに発言を求めるのは構わないのですか。

構わないということなのでお願いします。

○佐藤厚生労働省保険課長：厚生労働省の保険課長でございます。この国庫補助との関係でございますけれども、まず今、林委員からもお話ございました健全な財政運営への関係でございます。これはまさに運営委員会における先生方の真摯なご議論、また協会けんぽにおける関係者の皆様のご努力によってなされているものであろうと思っています。

その点については、この場をお借りして改めて感謝申し上げたいと思います。その上で、大臣折衝の過程について、この場でつまびらかにお答え申し上げるのは控えたいと思いますけれども、かなり厳しい財政当局とのやりとりがあり、その結果なわけでございます。確かにおっしゃる通り、過去にさかのぼる形で約1,500億円の特例減額を3年間追加でということになりましたけれども、他方でこの本体の、国庫補助率16.4%については、しっかりと守ったという形で何とか着地をさせているというところでございます。

ただ、こういう結果になったことに対しまして、今日の運営委員会でも様々なご意見がございました。これについてはわれわれとしてもしっかりと受けとめなければいけないだろうと思っています。

その上で、3年後どうなるのかということでございますが、これはもちろん今の段階では何ら決まっているものではございません。今回の国庫補助の見直しによって協会けんぽの運営状況はこれからどうなっていくのか。もちろん世の中全体の賃上げの状況もございます。また協会けんぽにおける様々な予防・健康づくりの取組、こういったものも相まって財政運営というものは決まっていくだろうと思うのですが、そういう取組をしっかりと注視をしながら、また、今日いただいているご意見もしっかりと受けとめながら、この3年後をしっかりとどういう形で対応していくのかということについては、よく丁寧に検討していきたいと思っております。

現時点で申し上げられる内容としては以上でございますので、ご理解をいただければと思っております。以上でございます。

○田中委員長：保険課長ありがとうございました。よろしいですか。

では松田委員をお願いします。

○松田委員：資料ありがとうございました。今後のことを考えたときに、やはり大きな影響をおよぼすのは、先ほど小林委員からもご意見等ありましたけれども、拠出金ですよね。高齢者医療制度の拠出金、あるいは保険料としての第2号被保険者の問題。これはおそらく、協会けんぽの中だけで議論していてもなかなか対策は取れないものだろうと思っております。

これから団塊の世代の方たちが本格的に介護とか高齢者医療制度を使うようになったときに、さらに今の人口の按分というか、バランスを考えると、拠出金を増やす方向での、あるいは第2号被保険者の額を増やす方向での圧力がかかるのだらうと思えます。そうすると介護保険及び高齢者医療制度での適切な運営というもの、予防や適切な医療へのかかり方、あるいは最近はいわゆる一部の不適切な訪問診療等で、かなり巨額のお金がかかっているところがありますけれども、その他制度における、医療行為、介護行為の適切な運営というものを、やはり協会けんぽ方のほうからも要望していくことが必要だらうと思えます。

そのためには、おそらく協会けんぽと国保中央会が一緒になってデータを分析して、その適正化の効果に関する検証を行っていくことが必要ではないかと思えます。協会けんぽの中だけで、この拠出金の問題や第2号被保険者の保険料の問題をやってもなかなか

解決しないと思いますので、ぜひそういう検討をお願いできたらと思います。以上です。

○田中委員長：ありがとうございます。保険料だけではなくて、後期高齢者医療制度や介護保険制度のサービスの在り方についても考えなくてはならないとのご指摘でした。他によろしゅうございますか。

理事長、お願いいたします。

○北川理事長：皆さんありがとうございます。本日も含めまして、この保険料率についての運営委員の皆さんの真摯なご議論、大変感謝申し上げます。またこの場での様々な討議を経て、前回 34 年ぶりという非常に大きな決断をすることができたと思っております。改めましてお礼を申し上げたいと思います。

その上で本日も、各委員から温かい励ましの声と、そしてまた厳しい励ましの声も頂戴いたしました。まさに今回、実際に進めるにあたりまして、例えば各県での保険料率が昨年よりも上がってしまうと、それについてどう考えるのかと相当程度議論を重ねてまいりました。

その結果として、従来からのわれわれの要望であった点も厚労省サイドで検討していただき、新しい手段を手に入れることができたことによりまして、あまねく 47 都道府県において、0.1%の引き下げということを、少なくとも感じていただけたところにたどり着けたのかと思っております。これからは、ご指摘もありました通り 3 年間、今まで以上の緊張感を持って、この国庫補助率についての課題に取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、この点につきましては、ぜひ運営委員の皆様、また関係団体の皆様もご支援のほうよろしくお願ひしたいと考えております。また協会としましても、財政状況についての議論をさらに深めてまいり所存でございます。

具体的には、長期の運用の課題であるとか準備金の在り方であるとか、まだまだ論点はございますので、こうした議論も深めてまいりたいと考えております。そして何より、やはりわれわれの最大の役割である健康づくり・健康増進、これを愚直にさらに深めるということで、そもそもの医療費をどう減らしていくか、それによって財政を健全化することについて今一度立ち返って、これについても、さらなる高みを目指していきたいと考えています。

先ほどご指摘いただきましたように、けんぽアプリもスタートいたしました。電子申請

もスタートいたしました。こうした DX については以前、投資対効果というお話も頂戴しましたが、この DX を進めるという考え方は、それによって、協会職員のリソースをいかに健康づくりの施策に振り向けていけるかと、こういう観点で取り組ませていただいております。

今後健康づくりを進めていくにあたっては、協会がより一歩前に出て進めていくことが必要であり、また、広報活動も大変重要でございます。事業所を訪ねたときに、協会けんぽですとあって、何でしょうかとすぐ話が通じるような環境にまで持ち上げていかなければならないのですが、どちら様でしょうかと、そういうような状況が残念ながら今の状況かと思っております。

そういった面も含め、多面的にわれわれの活動が、加入者一人一人、事業所一社一社に届くような、そういうことを目指して邁進をしてみたいと思いますので、引き続き委員の皆様のご指導ご鞭撻、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○田中委員長：今後の取組の姿勢について協会を代表して理事長にご発言いただきました。誠にありがとうございます。他によろしいですか。

理事長も言われたように、時に温かく、時に厳しく発言してこそ運営委員会ですよね。それをわれわれも心して、理事長の言葉に忠じて、そのような対応でいろいろな角度から応援したり、あるいは疑問を投げかけたりしていきましょう。よろしくお願ひいたします。

この最初の議案三つについては、意見は出揃ったとみてよろしゅうございますか。皆様から様々な意見を頂戴しましたが、ご意見については今後の協会の財政運営に生かしていただくこととします。その上で、本委員会としては健康保険の令和8年度、都道府県単位保険料率、船員保険の令和8年度保険料率及び定款変更について提示された案の通り了承することによろしゅうございますか。

ありがとうございます。皆さん賛成いただいたと判断いたします。本委員会として三つの提案に対して了承することといたします。協会においては速やかに厚生労働省に対して認可のための所要の手続きを行ってください。ありがとうございました。

次に移ります。続いてその他について事務局から資料が提出されています。説明をお願いします。

○松崎部長：それでは資料4をご覧ください。マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応

についてということでございます。1枚おめくりいただきましてマイナ保険証の利用登録状況の推移ということで、前回は12月に開催されましたのでデータをアップデートしているということです。

1ページをご覧の通り、登録率は上がっているということでございます。それで今後の取組ということで7ページをご覧ください。下の表にあります通り、令和8年を迎えましたので、これまでWeb広報、チラシ、パンフレットを活用した広報に加えまして、医療費の通知へのチラシ同封するなどにより、引き続きマイナ保険証の利用登録率の上昇に向けて取組を進めてまいりたいと思います。

次、資料の5をご覧ください。こちら保険者努力重点支援プロジェクトの実施事業に係る中間評価というものです。少し振り返りということで1番をご覧ください。本プロジェクトの目的ということでございます。1行目の後半から、都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道、徳島、佐賀支部において令和6年度中に保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施することを目的として開始したものです。

2番目をご覧ください。本プロジェクトの取組ということで、このプロジェクトは1行目の後半にあります通り、本部と対象支部が連携して検討実施ということでございます。そのプロセスが①から④でございまして、1番目のところが医療費・健診データを用いて地域間格差の要因分析をして課題を抽出する。そして2番目です。課題の解決に向けた事業を企画して、3番目です。事業を実施すると、こちらが令和6年度上期より開始ということです。そして④で定量的な効果検証ということで今年度開始ということでございます。

次の二つ目の○が本プロジェクトの進め方ということでございまして、分かりやすい図を16ページに付けております。こちら、左側をご覧ください。事務局といたしまして先ほど申しあげました通り、本部プロジェクトチームと下にある支部プロジェクトチームが連携して、今申しあげましたように課題の抽出分析であったり、事業の企画を行うということでもあります。

そして協会内だけではなくということで右側をご覧ください。アドバイザーボードということで本プロジェクト全体に対する助言をいただく。

そして下、中段をご覧ください。アドバイザーボードワーキンググループということで、データの分析方法、課題解決に資する、事業企画の策定段階からの連携ということで具体的な事業企画等に関してアドバイスをいただく。

そして、一番下の三つ目のところですけども、地域アドバイザーということで、あとは

地域の実情も踏まえた助言もいただくということで重層的に取組を進めていたということでございます。

そして1ページに戻っていただきまして、三つ目の○をご覧ください。2番目のところ、今ご覧いただきましたアドバイザリーボード等、計5回開催いたしまして「優先して解決すべき5つの課題」、「課題の解決に向けて取り組む令和6年度事業」について決定をして令和6年の8月から事業を開始したということでございます。

それでは、どういう評価ができるかということで2ページをご覧ください。中間評価ということでございます。一つ目の○の赤字で書いているところをご覧ください。中間評価を行った結果ということですが、単純に通知を一般的に行うだけではなくて加入者の属性に応じた通知を行うということ。そして二つ目の「イベント・広報」を行うとしても、業態や地域を絞ってイベント・広報を図ると、こういったアプローチはより訴求力を高めることになって、効果が高まることが示唆されたということです。

具体的にはということで二つ目の○をご覧ください。現時点では三つ知見があるということでございます。一つ目です。データ分析に基づいて禁煙勧奨の通知を送付する際には、そこで中学生以下のお子さんがいらっしゃる方に情報提供を行うと効果があるのではないかということ。二つ目が胸部エックス線検査で要精密検査の判定を受けた方も医療機関を受診しない方が一定数おられますけれども、やはり受診勧奨を行うと早期受診に繋がる可能性があることが分かったということ。三つ目です。生活習慣の改善に向けた運動、あるいは食事に関する情報提供とありますけれども、健診結果の血圧、問診結果では、食事習慣に影響する可能性があるということで、血圧、食事習慣というのは非常に理解されやすいということです。ということで、2行目中段以降ですけれども、特定保健指導の際に、血圧、食事習慣は本人が取り組みやすいので、これを進めていくとよいのではないかとということでございます。

次の三つ目の○です。最終的な評価は事業実施の翌年度で今年度も引き続き実施しております。その結果が揃うのが令和8年度ということで現在中間ということですが、そのデータを集めた上で最終評価してまいりたいと思います。

最後四つ目は、留意事項ということでこのプロジェクトの留意点ですが、将来的に保険料率上昇の抑制に期待できる事業ということで取り組んでおりますけれども、実際こういった健康の呼びかけ等の取組は、保険料率の影響を見るためには中長期的に見ていく必要があるのですが、その点ではなかなか2年間で難しいところはあるということでございます。

あと今回示している中間評価はあくまで中間ということで、年度途中のデータということです。したがって、来年度の最終評価に向けて、さらに精査を進めてまいりたいとこのように考えています。

次の資料6がコミュニケーションロゴ・タグラインの導入ということですが、こちらは広報企画室長の上廣次長から説明をしたいと思います。

○上廣次長：広報企画室長の上廣でございます。私から資料6のご説明をさせていただきたいと思います。コミュニケーションロゴ・タグラインにつきましては、前回12月の運営委員会で商標登録の承認がおりてから、その内容について、皆様にご報告させていただくことをご説明しておりましたが、この度1月に入りまして、商標登録の承認が確認できましたので、ご報告をしたいと思います。

資料6の表紙部分に記載印刷しているものが新たに制作しました、コミュニケーションロゴ・タグラインとなります。1ページを開いていただきたいと思います。導入の背景ということで、少しまとめさせていただいております。

●の一つ目ですが、3行目のところから説明しますと、社会構造や医療を取り巻く環境が大きく変化する中、私ども協会けんぽは健康保険の運営を安定的に行い、加入者の健康増進を図るため取組内容や意義について、より関心や共感を持っていただけるよう、加入者・事業主の皆様とコミュニケーションをより深めていく必要があると考えているところでございます。

●の二つ目ですが、そうした中で、協会の象徴的存在でもありました保険証がマイナ保険証への移行により、新規発行が停止されて、加入者・事業主とのコミュニケーションを深めていくために、新たな接点が必要なのではないかという考えから、この度、主に広報に使うコミュニケーションロゴ・タグラインを新たに制作したというところでございます。少し※のところに記載をしておりますが、制作にあたって少し時間がかかったわけですが、業者にそのデザインを任せるのではなく、職員のアイデアによる職員が主体となって作り上げていく、そういったことにこだわって製作をしてきたところでございます。

職員参加型とした理由としては、加入者・事業主の皆様に向け発信していくにあたって、協会けんぽの役割や組織の強み・弱み、これを熟知した職員自身が主体的に関わることで、より協会けんぽらしいデザインができるのではないかと考えたこと、また、自分たちで作ったロゴ、あるいはタグラインであるということで、より愛着や思い入れを持って使用し

ていく中で、高いモチベーションを持って活用されることを期待して、そういった制作手法を取ったところでございます。

制作の過程としては、まず支部本部の若手中心の代表者で、ワークショップを計5回開催し、ロゴについての基本的な考え方をまず学んで、組織のキーワードを議論し決定していく。また、実際にキーワードを駆使してデザインを考えてもらう。そのデザインをブラッシュアップ、そしてデザインに合ったタグラインを議論していく。そしてロゴ・タグラインの案として5案ほどまとめて絞り込みを行ったというところでございます。

そのあと、この5案を全職員のアンケートによる投票を行って、最も得票の高かったデザインを役員会に諮って決定すると、そういった過程を経て、今回でき上がったところでございます。

次に2ページをご覧くださいと思います。こちらのコミュニケーションロゴのコンセプトでございます。図柄的に、鳥が三羽、羽ばたいているように見えるかと思えます。これは協会の「協」の字のつくりのところ、力三つですけれども、これは力を合わせる、あるいは力を一つにするという意味を表しているとされまして、この力三つをモチーフとして、三羽の青い鳥が力を合わせて、健やかで安心な生活を築き、明日へと羽ばたく様を表現しているものになっております。

また青色ですが、誠実さや冷静さを象徴する色と言われており、公共性の高い制度として、「確かな信頼感」、「安心して任せられる存在感」を表現するとともに、わずかに緑色に近いトーンにすることによって清潔感や制度の透明性などについて想起させる色としたところでございます。

次に3ページをご覧くださいと思います。こちらはタグライン、「「もしも」と「いつも」に安心を。」という文章です。このコンセプトということですが、もちろん、「もしも」と「いつも」に安心を、に込められた思いということですが、協会の二つの機能である、読み方は一緒ですが、漢字の違う「保険」と「保健」、これを分かりやすく、「もしも」と「いつも」という言葉に置き換えて表現をしたものになっております。

また、タグラインに込めた思いをステートメントにもまとめたというところで、ステートメントは右側の四角囲みになっております。要約して少し説明しますと、人生100年時代と言われております。長い人生の中で、自分や家族の健康をはじめ様々なことで将来に不安を感じることがあるかもしれません。全国に広がる一番身近なセーフティーネットとして、大きな安心を届けること。そして人生100年時代だからこそ、毎日の健康づくりを

支え、安心して生き生きと暮らせる土台でありたい。協会けんぽは、どんなときも寄り添い、伴走し続けますと。こういった思いを込めてコミュニケーションロゴ・タグラインをつくったところでございます。

最後4ページでございますが、今後の展開ということです。今後、このコミュニケーションロゴ・タグラインにつきましては主に、協会そのものの認知度を高めるためのいろいろな場面、そして協会の取組を周知するなど、様々な広報活動を中心に活用していき、加入者の皆様、事業主の皆様ともコミュニケーションを深めていきたいと考えていますので、委員の皆さんにおかれましても、ご認識をいただけたらと考えているところでございます。資料6の説明は以上でございます。

○松崎部長：それでは資料7です。資料7は医療保険者を取り巻く最近の動向についてということで、いつもの資料を机上に配付させていただいております。資料の8も同様に保険財政に関する重要指標の動向ということでご参考として配付しているものです。最後は参考資料3ですけれども、令和8年度予算案(保険局関係)の主な事項というものを配布させていただいております。以上議題4に関わる資料説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○田中委員長：説明ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見ご質問がおりの方はお願いたします。

小磯委員お願いします。

○小磯委員：ありがとうございます。資料6のコミュニケーションロゴの資料ですけれども、まずこのコミュニケーションロゴを作ってください、皆さんの協力ですごくいいものができたと思います。ぜひこれを活用していただきたいなと思います。その中で4ページにけんぽアプリのことが載ってまして、早速私もけんぽアプリをダウンロードしてみました。

2点質問があるのですが、1点は、このけんぽアプリでキャラクターを選ぶようになってくると思うのですが、そのキャラクターを選ぶ意味がちょっと分からなかったもので、まずその点と、それから、けんぽアプリには個人情報が入るのか入らないのかをご説明いただけるとありがたいです。

○田中委員長：2点お答えください。松谷理事お願いします。

○松谷理事：ご質問ありがとうございます。システム担当理事の松谷です。このキャラクター、ちょっと深いというか、意味がありまして、なぜこの質問が三つあって、どうしてこんなキャラクターが出てくるんだと純粹に思われたと思うんですけれども、これはいろいろ議論をやって、マーケットリサーチを実は少しやってみました。健康に関する取組についていろいろなアンケートをとりまして、どうして取組をしないのか、どうして健診を受けないのか。いろいろな業種の方だとかいろいろな年齢の方にヒアリングをしてみたんですね。ちょっとマーケットリサーチの母数が。ツールがあって、そこでやってみました。そこで出てきた傾向が三つ分かりました。

一つは時間がない、忙しい、余裕がない。何と言いますか、健診を受けなければいけないのだけど、仕事が忙しい。今、比較的健康的なので、後回しにしてしまう、余裕がないというのが一つ。

それからもう一つは、保健指導を受けたり、こうしたほうが良いという取組がいろいろあるのだけれども、何か自分に合わないなど、長続きしないなど。そういう意味で自分には合わないというのが二つ目。

それから三つ目は、本当はやはり自分は少し具合が悪いけれども、一般的なネットに載っているような情報ではなくて、もっと専門的な意見を聞きたいんだけどなという、この三つの傾向が分かってきました。実際けんぽアプリをスタートするときに、いろいろ健康情報を聞いてみようという話もあったのですが、あまりたくさん聞いても、みんな答えてくれないので、この三つに絞ってその三つを端的に聞ける情報ということで、この三つの質問があります。

この三つの質問をしたことによって、キャラクターを選べるようになって、キャラクターがどれかひとつ当てはまるようになる。キャラクター自身には意味はありません。意味がなくて何かかわいいものを作ってみないかということでやりました。

それで今週の月曜日からスタートして、どのキャラクターが一番皆さんに当てはまっているのか、いろいろ分析を今しています。まだダウンロード数は5,000ぐらいしか母数はありませんけれども、この中でビビーちゃんというキャラクターがいます。このビビーちゃんというキャラクターは、先ほどの質問三つともに当てはまる、自分には余裕がないし、

何か合わないし、本当は専門的な意見が聞きたいと、この三つに当てはまった人がやはり一番多かったです。

それで、これは何をしたいかという、けんぽアプリは今後は単なる情報発信ではなくて、少しマーケティングをやりたいと思っています。例えば、忙しいという人に、どういうタイミングでどういう情報を出していったら読んでもらえるかということ、例えばビビーちゃんになった人に対して、どういうタイミングで出すのがいいのか。他のキャラクターになった人に対して、同じ情報でも何か工夫をすることによって、その人は見てくれるのではないか。またその反応を聞こうと少しマーケティングの仕組みをけんぽアプリの中には取り入れていまして、ゆくゆくはいろいろな分析をしていきたいと思っています。

これは今バージョンゼロですけども、2年後にバージョン1をやる予定になっています。ここでは健診結果が見られたり、健診の案内も出していきます。今は健診の案内を出すのに、基本的には皆さんに一律の案内を出していると思うのですが、やはりどういう行動特性の人に対してどのタイミングで、どんな手段で出していくと見てもらえるのか、健診を受けてもらえるのかということに繋がっていくので、このバージョン1ではわれわれのそういう本格的な業務をけんぽアプリに載せていくのですが、その試行として、今回バージョンゼロは単に情報発信ではありますけれども、少しマーケティングの情報、このビビーちゃんの人にはどんなアクションをしてもらえるだろう、何とかちゃんの人にはどんなアクションをしてもらえるだろうかという、マーケティングの仕掛けを入れて、今後のバージョン1以降で効果的な情報を出していくことにつなげていきたいということで試行的に始めたものです。というところが1点目のご質問のところですよ。

2点目の個人情報、今回は取り扱いません。なので、最初の間診みたいなものはありますけれども、生年月日だとか、男性女性、都道府県などを聞いていますけれども、もし答えなくても、次に進めるようになっていきますので、個人情報を今回はあえて取らないようにしました。

というのは、そこで敷居があると、なかなか使ってもらえないのかなというところがあるのでバージョンゼロではそこを取ったというところがありまして、バージョン1のときには、協会けんぽの資格がある人ということで、このけんぽアプリを使っていただく形に持っていきたいと思っています。

○小磯委員：まずキャラクターを選んで、そのキャラクターに向けた何か情報が来るとい

うわけではないんですね。キャラクターが選ばれるじゃないですか。それに向けた情報が来るというわけではない。

○松谷理事：すみません。今はまだそうになっていないです。ただ、まだスタートなので、今一律の情報になっているのですけれども、少し分析をすることによって、情報の出し方を今後変えていきたいと思っています。ただ、まだ今はそうになっていないです。

○小磯委員：分かりました。私ビビーちゃんだったので、そういう何か向いた情報が先ほどの3点、時間がないとどうすればよいか来るのかなと思いました。まだそこまでっていないということですね。分かりました。

それから、なぜ個人情報のことをお伺いしたかという、やはりこのアプリを使っただけでタイミング、どれくらいアクセスしてもらうかが一番重要かなと思うんですね。ですから、これは本当に素人のアイデアかもしれないですけれども、例えばお薬手帳にとぶようにするだけでも、外部のサイトでもいいので、お薬手帳の何か機能を持っていけばいいとか、それから前回、運営委員会でお話しした、医療費の個人別のご連絡がこれからなくなるということだったので、そういうものが見られるようになるというのではないかなと思いました。これはもう素人考えなので可能かどうか分かりませんが、そんなふうに見ながら思いました。

○松谷理事：ありがとうございます。今後、使っていただくための工夫はいろいろな形でやっていきたいと思っているのですけれども、まずは今回1月13日から電子申請がスタートしますので、電子申請の入口として、ホームページからも入れますし、このけんぽアプリからも入れます。実際に今統計を取っているのですが、けんぽアプリ経由で電子申請に入っていた方もいらっしゃいます。なので、まずは電子申請を使うという過程において、けんぽアプリを認知していただくことを最初に進めていく。そのときに立ち寄ってみて、「何だこのキャラクターは」、「何をしてくれるの」と興味を持って入っていただくところからまずスタートして、最初は情報提供ということではいけないので、あまり広くやって、けんぽアプリはつまらないという話になってもいけないので、徐々に進めていきたい、展開していきたいなと思っております。

○小磯委員：ありがとうございます。

○田中委員長：関戸委員お待たせしました。どうぞ。

○関戸委員：先ほどの小磯委員のご発言は大変示唆に富むものであり、将来的にその方向性が実現することを期待したいと思います。

次に、保険者努力重点支援プロジェクトについて申し上げます。今後の協会けんぽの取組の中で特に強調したいのが健康づくりです。受動喫煙防止や人間ドック受診の促進といった取組は、単なる加入者サービスにとどまるものではなく、協会けんぽの財政運営を左右する重要な柱であると考えています。今回示された保険者努力重点支援プロジェクトの中間評価資料を拝見し、改めて強く感じたのがデータに基づき、対象を絞り、行動変容を促す健康づくり施策、これは確実に成果を見つつあるという点であります。

例えば、喫煙習慣のある被保険者に対して、単に一律の通知を送るのではなくて、子どもの有無といった属性に応じて内容を変えた禁煙勧奨を行った結果、禁煙時に明確な差が生じていることが示されています。また自治体と連携した取組によって、さらに高い効果が得られている点も注目すべき成果です。加えて35歳から39歳という比較的若い世代を対象に運動や食事といった生活習慣の改善に関する情報提供を行った結果、血圧や血糖、体重といった健診指標に改善傾向が見られたことは、健康づくりが中長期的な医療費抑制に繋がる可能性を具体的なデータで示したものだと思っております。

これらの取組は、即効性のある保険料率引き下げ策ではありませんが、将来の医療費構造を変えていくために、今まさに投資すべき分野であると考えます。特に受動喫煙防止や人間ドック受診の促進は被保険者本人の健康だけでなく、家族、職場、地域社会全体に波及効果をもたらす取組です。短期的な費用の多寡で評価するのではなく、中長期的な医療費削減、労働生産性の向上、ひいては地域経済の持続可能性という広い視点で評価をし、国に対しても、こうした取組への財政支援の必要性を強く訴えていくべきだと考えます。

協会けんぽが給付と負担の調整役にとどまらず、加入者の健康と将来を守る主体として、加入者事業主にアピールしていくことの重要性は増していくと思われまますので、委員間で問題意識を共有しながら、今後の協会けんぽの在り方について議論を深めていければと考えています。以上でございます。

○田中委員長：ありがとうございました。強く応援していただきました。引き続き進めてください。他にいかがでしょうか。ございませんか。

ないようでしたら本日の議題は以上となります。次回の運営委員会の日程について事務局から説明をお願いします。

○上廣次長：予備日としておりました2月12日につきましては、開催しないことといたします。次回の運営委員会は、3月24日火曜日16時より開催いたしますのでよろしくをお願いします。

○田中委員長：本日はこれにて閉会いたします。いつもの通り活発なご議論をいただきました。どうもありがとうございます。

(了)